

# 川越市既存建築物 耐震診断補助金交付制度

## ご利用の手引き

木造住宅等用

### 目次

1. 耐震診断補助金交付の概略・・・・・・・・・・ P 1
2. 申請手続きについて・・・・・・・・・・ P 3
3. 無料簡易耐震診断をご利用ください・・ P 5

平成 28 年 4 月改定

川越市建築指導課建築指導担当  
049-224-5974（直通）

この手引きは木造住宅等を対象としています。マンションや特定建築物で補助をご利用になりたい場合には別途担当までご相談下さい。

## 1. 耐震診断補助金交付の概略

### ① 補助の概略

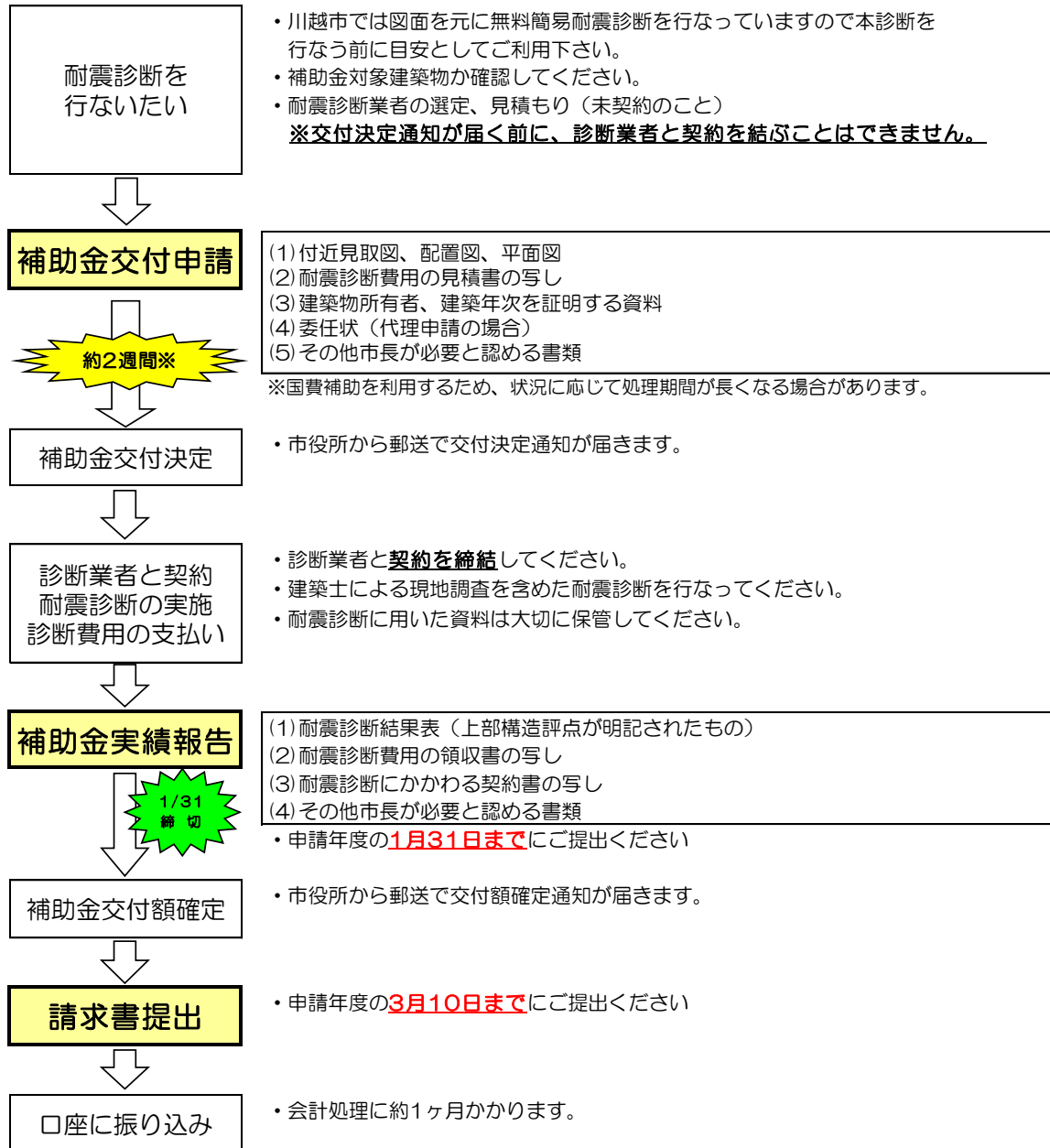
補助対象建築物	一戸建て住宅・兼用住宅・アパート・長屋
補助対象者	登記上の所有者・所有者の同意を得て事業を行う者
年 代	<b>昭和 56 年 5 月 31 日以前着工</b> のもの
構造・階数	木造（在来工法・伝統工法・2×4のいずれか）・2階建て以下
その他の条件	明らかな違反がないこと
	過去にこの補助を受けていないこと
	※昭和 56 年以降に増築しているもの、混構造のものについては、補助対象となるか別途ご相談ください。 ※上記条件を満足していても補助の対象とならない場合があります。
補助額	診断費の <b>2/3・上限 5 万円</b> （千円未満切捨て）
耐震診断を行う者	建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
補助対象となる耐震診断	財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断（同協会が作成したプログラム又は、評価したプログラムに限る。） ※診断方法は原則として 2012 年改訂版によるものとしますが、当面の間旧版も利用できることとします。
募集期間	<b>4 月初旬から 12 月末日</b>
	実績報告は当年度の <b>1 月 31 日</b> 、請求書は <b>3 月 10 日</b> までに出してください。

- ・実績報告の提出が**当年度の 1 月 31 日**に間に合うこと
- ・請求書の提出が**当年度の 3 月 10 日**に間に合うこと。
- ・申し込み期間内であっても、当年度の予算上限に達し次第締め切ります。
- ・原則として先着順による申込みとなりますが、同日の応募件数が予算枠を大幅に超える場合には、抽選になる場合があります。
- ・業者の選定には適正な価格であるか、複数の業者からの見積もりをとることをお勧めします。
- ・上記の条件を満足していても補助の対象とならない場合があります。

# 耐震診断

## ② 補助の流れ

実際に耐震診断を行なう前に、補助金の申請が必要です！！  
申請後、交付決定が行われるまで業者との契約を結ぶ事はできません。



耐震診断の結果、**地震に対して安全でない**と判定された場合には、**耐震補強工事**を行う事をお勧めします。建築指導課では**耐震補強工事に関する補助金**もっておりますので、ご利用下さい。

## 2. 申請手続きについて

### ① 申請方法



- ・申請受付は市役所本庁舎5階 建築指導課にて行っています。
- ・申請は「耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添付して提出してください。なお、本人又は同居親族以外の方が申請書を提出される場合は、本人の委任状が必要となります。

(1) 付近見取図、配置図、平面図

(2) 耐震診断費用の見積書の写し

(3) 建築物所有者、建築年次を証明する資料（次のいずれかの写し）

- ・今年度の固定資産税（家屋）の納税通知書
- ・登記事項証明書（法務局で発行）
- ・土地家屋名寄証明書又は家屋課税台帳登録証明書（資産税課で発行）

(4) 委任状（代理申請の場合）

(5) その他市長が必要と認める書類

- ・所有者が複数いる場合、登記上の所有者でない方が補助金を受け事業を実施する場合には、耐震事業及び申請者に補助金が交付されることに関する同意書（市の指定様式）が必要となります。

### ② 交付決定後に契約、診断を行ってください



- ・市の交付決定通知が届いたら、業者と契約し耐震診断を行ってください。
- ・耐震診断の内容を変更する場合には「耐震診断内容変更承認申請書（様式第4号）」に、変更箇所が分かる書類を添付のうえ提出し、承認を得なければなりません。
- ・なお、変更の内容が軽微であり補助金の額に変更が生じないときは、この限りではありません。

事業者の方は、事業者向けの注意事項（別紙）も併せてご確認ください。

## 耐震診断

### ③ 耐震診断が完了したら



- ・補助金の交付決定を受け、耐震診断を実施した方は、速やかに「**耐震診断補助金交付実績報告書（様式第7号）**」に次の書類を添付して提出してください。なお、**申請年度の1月31日までに**補助金の実績報告が提出されない場合は、補助金の交付ができない場合があります。

(1)耐震診断書の写し（上部構造評点が明記されたもの）

(2)耐震診断費用の領収書の写し

(3)耐震診断にかかわる契約書の写し（交付決定日以降の契約であること）

(4)その他市長が必要と認める書類

### ④ 補助金の請求



- ・市から補助金交付額確定通知を受けた方は、速やかに「**耐震診断補助金交付請求書（様式第9号）**」を提出してください。なお、**申請年度の3月10日までに**補助金の請求書が提出されない場合は、補助金の交付ができない場合があります。指定口座への振り込みは1ヶ月程度かかります。

### ⑤ 提出書類の整備・保管について

- ・補助金申請の際に作成した図面や申請書は、耐震診断結果を示す大事な書類となりますので、最低5年間は整備・保管を行なってください。

### ⑥ 耐震診断の結果について

- ・耐震診断の結果、地震に対して安全でないと判定された家屋については、川越市既存建築物耐震改修補助金交付の対象となります。是非ご利用いただき、耐震改修を行うことをお勧めします。  
詳しくは「川越市既存建築物耐震改修補助金交付制度・ご利用の手引き」をご覧ください。

## 3. 無料簡易耐震診断・無料耐震相談会

### ○無料簡易耐震診断のご案内

川越市では、平成 17 年 9 月 1 日から建築指導課の窓口において、昭和 56 年以前の木造住宅（2 階建て以下、500 平方メートル以下）を対象に、パソコンソフトによる簡易耐震診断を無料で行っています。

#### ① 申請方法

##### 対象建築物

昭和 56 年以前建築の木造住宅（プレファブ住宅以外のもの）2 階建て以下、500 平方メートル以下のものが対象です。以下の書類をご用意のうえ、建築指導課にご持参ください。（現地には伺いません。）

##### 添付図書

- (1) 建築確認申請書の写し、または 1～2 階の平面図  
間取りや、筋かい位置及び仕様の分かるもの。
- (2) 簡易耐震診断申込書（様式 1）  
事前に以下の点についてご確認ください
  1. 地盤の状態は良いかどうか（以前水田だった、盛土や埋立地等）
  2. 基礎の状態について（鉄筋コンクリートか、ひびが入っていないか等）
  3. 屋根について（重い屋根か軽い屋根か）
  4. 老朽度の具合について（白蟻や、壁の傾斜の有無など）

#### ② 診断後の結果について

診断の結果が出るまでには 1 週間から 10 日ほどかかります。診断結果は申し込みの際に郵送をご希望であれば、ご郵送にて回答させていただきます。

### ○無料耐震相談会のご案内

- ・年に 2 回（5 月～6 月、9 月～11 月頃）市内の公民館等で実施します。
- ・実務を行っている民間建築士が提出された図面を元に耐震診断を行い（現地には伺いません。）、現況の耐震診断結果、耐震補強の案や費用の目安などをマンツーマンでご相談にのります（**要予約**）。
- ・実施時期や申込み方法は広報でお知らせします。
- ・申込みの際には建築確認申請書の写し、または 1～2 階の平面図（間取りや、筋かい位置及び仕様の分かるもの。）などが必要となります。

## ◎その他の注意事項

### ●消費税の取扱いについて

- 事業に係る消費税相当額が、仕入税額控除の対象となる場合には、当該消費税相当額は補助経費の対象とはなりませんのでご注意ください。
- 交付申請時において、本事業に係る消費税相当額が仕入税額控除の対象となることが明らかな場合は、補助対象事業費から消費税相当分を除いた額で補助申請額を算出してください。
- 実績報告時に消費税仕入控除が明らかではない場合で、補助金受領後に仕入税額控除の対象となった場合には、その旨を速やかにご報告のうえ、過充当分の補助金のご返還をお願いします。

## ◎お知らせ

川越市では耐震に関する補助金以外に住宅に関する補助制度を設けております。工事の対象箇所を分けることで、他の補助金と併用できる場合があります。詳しくは建築指導課又は担当課までお問い合わせください。

### ○住宅に関するその他の補助制度（下記以外の補助制度もあります。）

- 住宅改修補助金（産業振興課：049-224-5934）
- 介護保険住宅改修費支給制度（介護保険課：049-224-5384）
- 在宅高齢者居宅改善費補助金（高齢者いきがい課：049-224-5809）
- 身体障害者住宅改修補助金（障害者福祉課：049-224-5785）
- 生け垣設置補助金、太陽光発電システム補助金（環境政策課：049-224-5866）

### < 耐震に関する総合相談窓口 >

建築指導課では常設の相談窓口として、耐震診断・耐震改修、融資制度、税制特例、耐震改修の技術的情報など、耐震に関する様々な情報提供を行っております。以下の担当までお問い合わせください。

川越市役所 建築指導課 建築指導担当 049-224-5974（直通）